

# 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）



『こんな時は、ケアマネジャーにご相談下さい！』

ケアマネジャーは介護を必要とした時の身近な相談相手です。



- ※ 利用者の心身の状態や生活上の問題点、ご希望などを把握した上で、さまざまな情報を提供してケアプランを作成します。（個人負担はありません）
- ※ 介護保険の申請・更新・変更の手続きの代行をします。
- ※ サービスを利用するために、提供する事業者・施設との連絡調整を行います。
- ※ 福祉用具（ベッド・車椅子など）のレンタル、福祉用具（ポータブルトイレ・シャワーチェアなど）の購入に関する調整を行います。
- ※ 住宅改修の相談（手すりの取り付け・段差解消など）に応じます。



# 訪問介護（ホームヘルプサービス）



介護認定が必要

訪問介護とは…

- ・生活援助  
居宅の掃除・洗たく・買い物・調理
- ・身体介護  
食事介助  
入浴・排せつの介助  
通院の介助（条件が必要）  
などを行います。



- ※ 個人負担が1割かかります。
- ※ 援助の内容・時間によって利用料金は異なります。
- ※ 要支援の方は、月単位の定額となります。

※ 利用者以外の方のための援助、及び草取り、金銭の取り扱い、医療行為、ペットの世話、窓ふき、大掃除はできません。



ご自宅で自立した生活を送れるようにお手伝いします！

上記以外でも、緊急時等対応しますので、ご相談下さい。